

保護者様

学校保健安全法施行規則の規定により、「インフルエンザ」の出席停止期間の基準は「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」となっています。出席停止期間は、学校を休んでも欠席日数にはなりません。

なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」「検査結果の陰性」について医師等の診察を受ける必要はありませんが、症状が続く場合等、心配がある場合は医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

インフルエンザ出席停止期間終了報告書

長野県池田工業高等学校長様

年 組 生徒氏名

発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
受診日	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱日	/	/	/	/	/	/	/	/
3日目までに解熱した場合6日目に登校可能								
5日目に解熱した場合8日目に登校可能								

※一度解熱後に再び発熱した場合、再び解熱し平熱が2日間続いたことを確認の上、登校するようお願いいたします。

令和 年 月 日

保護者氏名